○動物用生物学的製剤基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
診断液の部	診断液の部
豚伝染性胃腸炎診断用蛍光抗体	豚伝染性胃腸炎診断用蛍光抗体
1・2 (略)	1・2 (略)
3 試験法	3 試験法
3.1~3.3 (略)	3.1~3.3 (略)
3.4 原液の試験	3.4 原液の試験
3.4.1 特異性試験	3.4.1 特異性試験
3.4.1.1 試験材料	3.4.1.1 試験材料
検体、豚伝染性胃腸炎感染材料として静岡株 (SH株) を感染させた豚由来培養細胞、	検体、豚伝染性胃腸炎感染材料として静岡株 (SH株) を感染させた豚由来培養細胞、
対照材料として正常培養細胞、健康豚の肺及び小腸の凍結切片並びに日本脳炎ウイル	対照材料として正常培養細胞、健康豚の肺及び小腸の凍結切片並びに日本脳炎ウイル
ス、豚パルボウイルス、 <u>豚熱</u> ウイルス、オーエスキー病ウイルス、豚サイトメガロウ	ス、豚パルボウイルス、 <u>豚コレラ</u> ウイルス、オーエスキー病ウイルス、豚サイトメガ
イルス、豚流行性下痢ウイルス、豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス、豚サーコウイル	ロウイルス、豚流行性下痢ウイルス、豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス、豚サーコウ
ス及び豚ロタウイルス感染培養細胞を用いる。	イルス及び豚ロタウイルス感染培養細胞を用いる。
(以下略)	(以下略)